

2021年1月22日

航安 第55-02号

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

航空安全推進連絡会議
議長 梅津 浩
東京都大田区羽田5-11-4
TEL:(03)3742-9359
FAX:(050)3737-2918
e-mail: hq@jfas-sky.jp

航空の職場での新型コロナウイルス感染症に関する緊急要請

私たち航空安全推進連絡会議(略称:航空安全会議)は、民間航空の安全を最大の課題に、運航乗務員、客室乗務員、航空機整備士、航空管制官、気象専門職、グラウンドハンドリングなど、日本の民間航空のあらゆる分野に働く「官」と「民」の労働者、46組合、約10,600名で組織され、過去52年にわたって活動を続けている団体です。

新型コロナウイルス感染症の再拡大で、1月7日には緊急事態宣言が発出される事態となっています。コロナ禍という先行きの不透明な状況で、航空の職場も「感染しない」「感染させない」ことを前提とするための様々な取り組みと行動変容が求められているところです。

運航の安全は航空における至上命題であり、それを達成するためには航空労働者の健康維持が大前提であることは言うまでもありません。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた航空の職場環境は目まぐるしく変化していることから、厚生労働省が担う保健衛生及び労働安全の施策や対応は極めて重要です。

こうした状況を鑑み、航空安全会議は下記の通り、要請いたします。

記

航空の安全確保に向け、航空の職場における新型コロナウイルス感染症に関わる実態に目を向けた有効な水際対策と感染防止対策を強化するよう、以下の通り要請する。

- ① 国際線・国内線担当に関わらず、全ての運航乗務員及び客室乗務員に対し、PCR検査或いは抗原検査を定期的実施すること。
- ② 国際線乗務後に実施される入国時検疫検査において、航空会社は当該乗務員に対し、結果が判明するまで不特定の者との接触を行わない措置を指示している。これにあたっては、求め

られる行動様式についての指示を実施する航空会社の管理責任を明確にするため、当該期間を勤務日扱いとするよう主管部門と協議し改善すること。

- ③ 航空労働者に対する、早期のワクチン接種推進を行うこと。なお、接種にあたっては、本人の意思を尊重すること。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の検疫に関わる費用及びワクチン接種について、国の責任として行うこと。
- ⑤ 航空の職場実態の把握に努めるため、国土交通省との連携を密にし、事態の改善に全力を尽くすこと。
- ⑥ 航空労働者およびその家族に対する社会的な不利益、差別や偏見が生じないよう、対策を講じること。

以上